

書類の提出先 及び 問い合わせ先

名 称	住 所	電話番号
農政部生産振興局畜産振興課	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5439
石狩振興局産業振興部農務課	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5847
渡島総合振興局産業振興部農務課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9491
檜山振興局産業振興部農務課	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6574
後志総合振興局産業振興部農務課	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1406
空知総合振興局産業振興部農務課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0083
上川総合振興局産業振興部農務課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5963
留萌振興局産業振興部農務課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8489
宗谷総合振興局産業振興部農務課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2951
オホーツク総合振興局産業振興部農務課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0665
胆振総合振興局産業振興部農務課	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9816
日高振興局産業振興部農務課	浦河郡浦河町栄丘東通56	0145-22-9344
十勝総合振興局産業振興部農務課	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8613
釧路総合振興局産業振興部農務課	釧路市浦見2-2-54	0154-43-9224
根室振興局産業振興部農務課	根室市常盤町3-28	0153-23-6869

北海道農政部生産振興局畜産振興課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL (011) 204-5439 FAX (011) 232-1064

ミツバチを飼うには



2022 年度（令和4年度）

北海道農政部生産振興局畜産振興課

蜜蜂を飼育する方へ



◆ 趣味であっても蜜蜂を飼育する方は、以下の注意事項を守り、蜂群の配置の適正と蜜蜂の適切な管理を心がけてください。

- 道が行う蜜蜂の飼育状況や蜜源状態の把握のための蜜源等調査に協力してください。
- 日本養蜂協会のホームページには、養蜂の基礎を学ぶための本の紹介や資料が掲載されています。ぜひ一度アクセスしてみてください。



北海道内で蜜蜂の新規飼育や増群等を希望する方は、**前年の7月末日まで**に振興局へ調書を提出し、他の蜂場との距離が近い場合は周辺の蜜蜂飼育者と蜂群配置の調整をします。限られた蜜源植物を、蜂群同士が争うことなく最大限利用することができるよう配置調整をします。

飼育届の事項を変更する場合は、変更があった日から1ヵ月以内に変更届を提出してください。

蜜蜂を飼育するための主な手続き

- ▶ 前年の7～10月：調書の提出、配置調整会議
- ▶ 飼育年の1月31日まで：飼育届の提出
- ▶ 都府県から北海道へ蜜蜂を移動する2ヶ月前まで：一次転飼許可申請
- ▶ 道内で蜜蜂を移動する1ヶ月前まで：二次転飼許可申請
- ▶ 7～10月頃：腐蛆病の予防のための検査



蜜蜂を飼育する方は、毎年1月4日～31日までに飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。届出をせず飼育した場合、養蜂振興法に基づき過料に処されるおそれがあります。

(養蜂振興法第3条第1項、第14条)

飼育届はあくまでも道への情報提供であり、届出が受理されても配置調整の結果次第では、飼育届のとおりには飼育できない可能性もあります。

日頃から周辺住民の方に対し、蜜蜂の飼育に対する理解を得るためにコミュニケーションをとっておくことが重要です。飼育に関する知識や技術の習得には、ご自身で勉強するとともに、地域の養蜂関連団体に参加または相談する等、技術と経験を有する方々との情報共有が大切です。トラブルの防止と円滑な飼育のために、日常的な配慮を心がけてください。

●このパンフレットでは、次の用語を省略して用いています。
調書：蜜蜂飼育に関する調書 飼育届：蜜蜂飼育届出書
変更届：蜜蜂飼育変更届出書



蜜蜂の飼育で気を付けること

◆ 蜜蜂の飼育は周辺住民や他の飼育者とのトラブルが起こる可能性があります。十分な注意をお願いします。

刺傷事故

蜜蜂は人を刺すこともあるため、周辺の方には飼育することを伝え、理解を得ておきましょう。特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

糞の被害

蜜蜂の糞により、周辺住民の洗濯物や車を汚してしまふことがあります。飼育場所の周辺には十分配慮しましょう。



スズメバチ

秋になると、蜜蜂を餌とするスズメバチが巣に飛来することがあるため注意してください。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。



越冬

越冬の状態によってはダニ等が活性化し、病気を引き起こしやすいので、十分な管理に努めてください。越冬後の春先は、巣門を開放し、蜜蜂が一斉に飛び出す際に、特に糞害を引き起こす場合があるため、飼育場所には十分配慮してください。

衛生管理

適切な管理を行っていないと、腐蛆病やバロア症（ダニ）などの病気の温床となり、他の養蜂家にも影響が及びます。蜂群をこまめに観察し、適切に管理しましょう。異常が見られた場合は近隣の家畜保健衛生所へ連絡し、その指示に従ってください。

腐蛆病

腐蛆病菌（アメリカ腐蛆病菌・ヨーロッパ腐蛆病菌）により発症する疾病で、家畜伝染病予防法により家畜伝染病に指定されています。蜜蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに、発症し死亡します。

本病の発生があった場合、発生した蜂群のみならず周辺の蜂群でも移動制限措置が行われることがあります。

バロア症

蜜蜂の体表面に寄生するミツバチヘギイタダニによる疾病で、届出伝染病に指定されています。寄生した蜜蜂を弱らせて養蜂業に経済的被害を与えます。

はちみつの販売等と農薬規制



● 蜂蜜を精製(ろ過)し、瓶や一斗缶等に詰めて「はちみつ」として販売等をする場合は、保健所への営業の届出や食品衛生責任者の選任が義務付けられています。詳細については、各地域の保健所に相談してください。

販売の用に供するものは、農薬等の残留基準を超えてはなりません。

農薬等の はちみつ中の 残留基準値

食品分類名	基準値 ppm
アシノナビル	0.05
アセタミプリド	0.2
アミスルプロム	0.05
アミトラズ	0.2
アメクトラジン	0.05
アモキシシリン	一律基準
アルドリン及びディルドリン	一律基準
アルトレノゲスト	一律基準
アンピシリン	0.009
イソシニコメロン酸ニプロピル	0.004
イマザビル	0.05
エトキサゾール	0.05
エマメクチン安息香酸塩	0.0005
エンドスルファン	0.004
エンドリン	0.005
オキサチアピプロリン	0.05
オキシテトラサイクリン	0.3
カスガマイシン	0.05
カンタキサンチン	0.1
グリカルピラミド	0.03
グリホサート	0.05
クレンブテロール	N.D.不検出
クロステボル	0.0005
クラントラニプロール	0.05
クロルデン	0.002
クロルフルアズロン	0.05
クロルマジノン	0.002
酢酸トレンボロン	N.D.
シアゾファミド	0.05
シエノピラフェン	0.05
シクラニプロール	0.05
ジフェニルアミン	0.0004
シフルフェナミド	0.05
ジフルベンズロン	0.01
シフルメトフェン	0.05
シベルメトリン	0.01
臭素	50
スピネトラム	0.05
スピノサド	0.01
スルホスルフロム	0.005
ゼラノール	0.002
ゾキサミド	0.05
タイロシン	0.7
チアベンダゾール	0.02
チモール	30

食品分類名	基準値 ppm
ディルドリン(再掲/アルドリン及びディルドリン)	一律基準
デキサメタゾン	一律基準
テトラコナゾール	一律基準
テトラニプロール	0.05
テフルリン	0.001
トリクロルホン	0.004
ナフシリン	0.005
ノルジエストメット	0.0001
ピカルブトラゾクス	0.05
ピラジフルミド	0.05
ピリオフェノン	0.05
ピロキサスルホン	0.05
ピンドン	0.001
ファミフル	一律基準
フィプロニル	一律基準
フェナミホス	0.005
フェントロチオン	一律基準
フェンピコキサミド	0.05
フェンヘキサミド	0.01
フルオキサストロピン	0.05
フルキサメタミド	0.05
フルチアニル	0.05
フルトラニル	0.05
フルバリネート	0.05
フルメトリン	0.005
ブレドニゾロン	一律基準
プロチゾラム	N.D.不検出
プロディファコウム	0.001
プロフラニリド	0.05
プロヘキサジオンカルシウム塩	0.05
ヘキシチアゾクス	0.05
ベタメタゾン	一律基準
ヘプタクロル	一律基準
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.05
マンジプロバミド	0.05
マンデストロピン	0.05
ミロサマイシン	0.05
メソトリオン	0.05
メチダチオン	0.001
メチルテトラプロール	0.05
メトラフェノン	0.05
メフェントリフルコナゾール	0.05
リン化水素	0.01
ワルファリン	0.001

一律基準(ただし、抗生物質または科学的合成品たる抗菌性物質の表にあっては、当該物質を“含有してはならない”を意味する。)

